事業者名 奈良交通㈱

29年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の	乗 合 /	、 ス 事 業	自 家	用 有	償 旅 客	運送
前々年度(基準期間※)	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
0	営業費用	9,489,078 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(口)	9,570,528 千円
損益状況	営業損益	▲ 843,686 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 840,395 千円
補助対象期間の前々年度	の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.21 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗 台 /	۱ X	事	苿	•	自	家	用	有	償	旅	客	運	送
	営業収益	8,505,62	4 千円		営	業外収	.益	104,4	05 千円	経	常収益	(イ')	8,610,02	29 千円
	営業費用	9,400,19	5 千円		営	業外費	用	85,6	00 千円	経常	常費用	(□')	9,485,79	5 千円
	営業損益	▲ 894,57	1 千円		営	業外損	益	18,8	05 千円		経常損	益	▲ 875,76	66 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		19,61	7,442.6 ki	m						紀	E 常収3	を率	90.7	6 %

	乗	合	バ	ス	事	業		自	家	用	有	償	旅	客	運	送
基準期間の前々年度の	営業	収益		8,555,209	千円		営	業外収	.益	121,2	63 千F	経	常収益	(イ")	8,676,4	172 千円
損益状況	営業	費用		9,391,091	千円		営	業外費	用	94,7	'64 千F	经	常費用	(□")	9,485,8	355 千円
	営業	損益		▲ 835,882	2 千円		営	業外損	益	26,4	.99 ∓ F	9	経常損	益	▲ 809,3	383 千円
基準期間の前々年度の	")	19,689	,537.3	km						糸	圣常収3	支率	91.	46 %		

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

	「間切りがチャロの・生す				
	補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)- 1))÷2 = d
	南近畿	481円. 77銭	483円. 53銭	487円. 56銭	0.59 %
ſ		円 銭	円 銭	円 銭	%

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

2. イロヨルグ間切り	多性市貝用及い収置			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円. 44銭	420円. 61銭	420円.61銭	444円.75銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

				運行系統				系統キロ	1#2		「ロック外	同一補助 市区町村	リノロツク	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区	計画実車走行キロ
補助ブ 申請 ロック名 番号		運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行日 数	計画運行回数			乗入部分のキロ程		部分のキロ程		町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率	们四天平足117 1
				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,m			£		IJ		ヌ		(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
	1	1 内间U	X1880	市役所・メディカル センター・長柄運 動公園・イオンタウ	*******	244 🗆	732 🗓	往 22.5km	(平均)	往 0.0km	(平均)	往 0.0km	(平均)	100.0%	16,470.0km
南近畿	'	Y Y	人性肌	助公園・イオンタウ ン天理	人性歌	244 1	732 E	復 0.0km	22.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100.0%	10,470.0KIII
刊处或	2	워티니	- IBE	市役所・メディカル センター・長柄運 動公園・イオンタウ	THE	244 ⊟	488 🗓	往 22.5km		往 0.0km		往 0.0km		100%	10.980.0km
	2	が回り	人性肌	助公園・イオンタウ ン天理	人性歌	244 1	400 回	復 0.0km	22.5km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km	100%	10,980.0KIII
_	·計	2系統						往 45.0km		往 0.0km		往 0.0km			27,450.0km
	пі	2糸稅						復 0.0km	45.0km	復 0.0km	0.0km	復 0.0km	0.0km		27,430.0KIII

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以下係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちいず れか少ないほうの額)
		へ×ヲ以下の 額:ワ	۲	ト×ヲ以上 の額:カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ	÷	Ŧ
南近畿	1	6,927,446 円	35円. 00銭	576,450 円	6,350,996 円	6,350,996 円	6,350千円	3,175. 千円		
円坦蔵		4,618,297 円	33円. 22銭	364,756 円	4,253,541 円	4,253,541 円	4,253千円	2,126.5 千円		
合	·計	11,545,743 円		941,206 円	10,604,537 円	10,604,537 円	10,603 千円	5,301 千円	6,000千円	5,301 千円

4# DL —i	申請号	経常収益を控 除	損失額から国 庫補助額を控 除した額		ウの負担者とその負担割合										
補助ブ ロック名		した額	赤した 食	都道》		市区町	村	その	他の者	事業者目	「その他の				
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	者」の具体的 概要			
南近畿	1	7,501,096 円													
判 业或	2	5,020,275 円													
合	計	12,521,371 円	7,220,371 円	円	%	7,220,371 円	100 %	Ħ	%	円	%				

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程)及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も 記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・彼の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄に キロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ハ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(。) Jの実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記述しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)